

宮城労福協発第21号
2019年12月10日

仙台市長

郡 和 子 様

宮城県労働者福祉協議会
会 長 小 出 裕



仙台地方労働者福祉協議会
会 長 熊 谷



勤 労 者 福 祉 に 関 す る 要 請 書

寒冷の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げますとともに、市政へのご尽力に心から敬意を表します。

また、勤労者市民の福祉に関しご理解を頂くとともに、私ども労働者福祉団体の活動と事業展開に対し格別のご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

貧困や社会的孤立が広がる中で、誰もが排除されず、社会とのつながりの中で自立できる支え合いの社会や地域をつくっていくことが求められています。

つきましては、就労準備支援や家計改善支援など各事業の拡充・強化に向けて、住民生活の低下や不安を招かないような対応を、別紙の通りご要請申し上げます。その実現に向けてご尽力賜りますようお願い申し上げます。

【構成団体及び代表者】

日本労働組合総連合会宮城県連合会	会 長	小 出 裕一
宮城県平和運動推進労働組合会議	議 長	針 生 勝美
宮城友愛核禁会議	議 長	加 藤 仁
宮城県中立労働組合連絡会	議 長	佐 藤 齊
東北労働金庫宮城県本部	本 部 長	伊 藤 啓志
こくみん共済coop 宮城推進本部	本 部 長	菅 野 義雄
宮城県生活協同組合連合会	会 長 理 事	大 越 健治
(一社) 宮城県労働者福祉資産協会	理 事 長	山 崎 透
(一社) 労働福祉センターみやぎ	理 事 長	阿 部 康志

1. SDGs（持続可能な開発目標）の達成と協同組合の促進・支援

(1) 仙台市におけるSDGs推進

SDGs推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs本来の目的である「誰一人取り残さない」という観点から格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。また、人権・労働基本権の保障、交通インフラの整備、保健医療サービスへのアクセスの保障、教育の機会均等など多文化共生社会への転換を図り、魅力ある地域づくりを推進すること。

(2) 仙台市による協同組合支援の強化

持続可能な社会づくりに向けた協同組合の役割発揮への期待が高まっており、協同組合の支援をより一層強化すること。

また、協同組合が持続可能な地域づくりに貢献できるよう、協同組合の社会的役割・価値、政策的位置を高めていくための施策について検討を進め、協同組合の支援をより一層強化していくこと。

(3) 地域における協同組合の育成・発展に向けた地域住民への周知・啓発

広く地域住民へ向けて協同組合の歴史・役割等を周知・啓発するとともに、協同組合の育成・発展のための研修会等を開催すること。

(4) 持続可能な地域づくりに向けた非営利・協同組織と自治体・行政との

協働関係の充実

持続可能な地域づくりのために、非営利・協同組織との関係を、単なるコスト削減や下請け型の業務委託ではなく、目的や基準（公正労働基準）を明確にした上での対等なパートナーシップにもとづく協働の関係へと再編成すること。そのため、地域福祉の向上と住民自治の促進をはかる目的で、指定管理者制度などの公共サービスを支え充実させるための制度・政策を総合的に見直し、充実させること。

2. 大規模災害等の被災者支援と復興・再生および防災・減災対策の強化

(1) 被災者・避難者への生活支援

被災地から地域内（または他都道府県）に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めること。

- ① 地域ごとに被災者・避難者の生活、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備すること。
- ② 被災者生活再建支援制度の拡充検討を行うとともに、住民へ制度周知を図ること。
- ③ 近年、復興住宅での高齢者の孤独死が増えており、入居者の孤立防止の観点から、相談員による見守り・相談などの寄り添い支援を充実させるためにも、既存コミュニティや自治会、社会福祉協議会やNPO等の支援団体との連携強化を図り、引きこもり防止に向けた対応を進めること。

(2) 今後の災害対策

各地で頻発する自然災害に備え、以下のとおり防災・減災対策を早急に進めること。

- ① 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化に加え、

老朽化した学校設備等の危険個所の点検を徹底すること。

- ② 災害時に手助けが必要な高齢者や障がい者、外国人などの迅速な避難が優先されるよう、改正災害基本法にて義務付けられている避難行動要支援者の名簿作成、さらには改正法で推奨している個別避難計画づくりを徹底すること。
- ③ 学校教育における防災教育や避難訓練の充実を図り、避難対策等を徹底すること。
- ④ 住民や企業に対し、大地震および台風・大雨による水害や土砂災害など今後想定される大規模災害に備えた避難訓練や防災教育等の啓発活動を強めること。
また、ハザードマップ・エリアメールの検証と運営の充実を図ること。

3. 格差・貧困社会の是正、セーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等 ～ 奨学金制度等の拡充・改善 ～

- ① 経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などの相談窓口の整備・拡充を図ること。
- ② 国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに、国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。
- ③ 国の奨学金制度を補う観点から、市独自の給付型奨学金制度や有利子の奨学金についての利子補給、奨学金返済への支援等の充実・改善を検討・実施すること。
- ④ 仙台市勤労者融資制度の利用・普及に向けた周知活動を継続（市ホームページや市政だより等広報誌への継続的な掲載による市民への周知）すること。

(2) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進めること。また、予防的な取り組みを強化し、児童虐待が起らないよう防止すること。
- ② 子どもの虐待については深刻な状況にあることを踏まえ、児童虐待防止法の周知を図ること。特に、国民の通告義務（児童福祉法第25条）について、啓発・広報の徹底を図ること。
- ③ 「子どもの貧困対策法」改正法案で努力義務化された活動計画の策定を徹底すること。また、今年度内に予定されている「子供の貧困対策大綱」の見直しを待たずに、貧困の実態を把握し数値目標を含む具体的な貧困の削減目標を定めること。
- ④ 相次ぐ児童の虐待死、児童虐待の増加という現状を踏まえ、児童虐待防止法、児童福祉法が改正され2020年4月から2023年4月にかけて順次施行される予定だが、児童虐待件数は年々増加していることから、市は実態把握、体制整備、関係機関との連携など法施行を待たずに実施すること。

(3) フードバンク活動の促進

フードバンクを福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけ、生活困窮者支援に関わる行政や様々な民間団体を通じたフードバンク食品の提供や、パントリー設備の整備、食品ロス削減を通じた環境負荷の低減など、福祉・環境政策とも連携した施策を推進すること。こうした位置づけのもと、フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、運営団体への助成を含めた支援策を拡充すること。

(4) 自死・多重債務対策等

- ① 自死率がいまだ高水準にあることを鑑み、改正自殺対策基本法にもとづく施策の着実な実施と自殺対策官民連携協働会議の継続的な開催など、必要な施策を推進すること。
- ② 若年層のいじめや自死防止へ向けた緊急的な当面の対策として、国の委託事業等で実施されているSNS・メールを活用するなど相談体制の充実を図り、問題の深刻化を未然に防止すること。
- ③ 多重債務者対策本部が貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよう、多重債務対策協議会における実態の検証・分析の強化と多重債務者対策本部との関係で有機的な連携を図ること。また、ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化を図ること。
- ④ 改正貸金業法の定める総量規制の対象外である銀行カードローンに起因する過剰融資については、政府の多重債務問題に関する有識者懇談会でも指摘されていることから、市においても、多重債務の防止に向け啓発活動をはじめ必要な対応を図ること。
- ⑤ 令和4年の民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、若年層の消費者トラブルが今後さらに増加すると懸念される。市においても、若年層をはじめとした消費者の金融リテラシー向上に向けた各種対応を図ること。

4. 消費者政策の充実強化

(1) 地方消費者行政の充実・強化

市は、消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化など、消費者行政の充実・強化を図ること。また、国に対して「地方消費者行政活性化交付金」の増額を求めるとともに、消費者行政予算を確保すること。

(2) 消費者団体の公益的活動に対する支援

市は、現に公益的な活動を行い、また適格消費者団体、特定適格消費者団体に対しその意義を社会的にも評価し、財政面・情報面の支援を行うこと。

また、「地方消費者行政強化作戦」に基づき、適格消費者団体の不在地域で団体の設立を促進すること。

(3) 地域における消費者教育の推進

市は、「消費者教育の推進に関する基本方針」を踏まえ、「地方消費者行政活性化交付金」を活用し、地域での取り組みを促進し、消費者市民社会の形成を進めること。

(4) 消費者と事業者の良好な関係性の促進

市は、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めること。

(5) 「福祉灯油」制度の実施・拡充の推進

市は、安定した灯油の量の確保と適正価格の供給を図るとともに、価格高騰時には

低所得者・経済的弱者に対する支援策として、「福祉灯油」制度の実施・拡充を行えるよう支援を講じること。

5. 安心・信頼できる社会保障の構築

(1) 子育て支援

妊娠・出産期からの相談や支援につなげられるよう、相談窓口を地域の中に拡充すること。

(2) 医療および介護

【医療分野】

- ① 総合診療医や訪問看護師の育成などの推進による、在宅医療の受け皿を拡充すること。

【介護分野】

- ① 軽度者（要介護1・2）の方には認知症の方が多くいるため、軽度者（要介護1・2）に対する介護保険サービスの見直しは、財政的観点とあわせ、利用者の自立支援・在宅生活を支える観点から、サービスの低下を招かないよう慎重に検討を進めること。
- ② 地域支援事業（総合事業）では、利用者・地域住民がサービスを受ける権利が保障され、総合事業の事業費上限を緩和し、市独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し継続性のある事業を実施すること。
- ③ 「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」になるよう、全ての介護従事者の処遇改善を実施すること。
- ④ 地域において、認知症の方の見守り活動に取り組むNPOや市民団体等に対する支援を拡大すること。
- ⑤ 成年後見人制度及び市民後見人制度について、後見人の確保・育成、制度利用の周知のための支援を行うこと。
- ⑥ 家族介護を行う介護者（ケアラー）が孤立しないよう、経済的な問題や身体的・精神的負担、就労など困り事に寄り添う相談体制の整備と相談員の確保・育成を行うための支援を強化すること。

(3) 多世代・多機能型福祉拠点の充実をはかる地域福祉政策の充実

2018年度より介護保険・障害者総合支援制度において先行実施されている「共生型サービス」については、誰もが支え合える地域づくりの政策をさらに推進するため、学童クラブやニート、ひきこもり支援事業なども適正な人員配置の上で早期に追加すること。

6. 暮らしの安全・安心の確保

(1) 市町村水道事業の経営基盤強化について

- ① 改正水道法の基本理念である「市町村水道事業の経営基盤強化」は、県が広域連携の調整機能を発揮していくことが重要であるが、その場合、市の水道事業の方向性が他の市町村水道事業にとって大きな影響があることから、本年1月に設置された「宮城県水道事業広域連携検討会」において慎重な対応をすること。

- ② 管路や浄水場などの設備の老朽化に対応した更新工事を急ぐ必要があると思われるが、必要な財源措置を講ずる必要がある場合には、国に補助金の拡充を要請すること。

(2) 県水道3事業の「みやぎ型管理運営方式」について

- ① 市と県の合同説明会が開催されたが、市民が導入の是非を判断するための「モニタリング体制」や「コスト削減」等に関する具体的資料が公表されなかったことから、みやぎ型管理運営方式に関する市民の理解が進んだとは言い難く、県にスケジュールの再考を促すこと。
- ② 水道事業の官民連携は、「5年間の委託期間」や「仕様発注」などにより、民間事業者の適正性を担保することで機能してきたが、みやぎ型管理運営方式の柱となるコンセッション方式では、「第三者機関によるモニタリング」が事業者の適正性担保の要となることから、「モニタリング」の体制など具体的に明らかにするよう県に要請すること。
- ③ コンセッション方式の導入により「コスト削減」を図るとされているが、具体的根拠資料が明らかにされておらず、市の水道料金の値上げにつながることも心配されることから、具体的根拠資料を明らかにするよう県に要請すること。
- ④ 災害時のリスクはほとんど県が負担を担う事になっているが、県の負担は「市民の負担」でもあり、みやぎ型管理運営方式を導入する場合にあっては、リスク分担を見直し、災害時のリスク責任を負える信頼できる事業者を選定するよう県に要請すること。

(3) 自転車の安全利用について

自転車事故が多発し高額賠償事例等も発生していることから、「自転車の安全利用に関する条例」に基づく自転車乗車時のヘルメットの着用や交通ルールの遵守・マナーの向上など、安全利用に関する啓発活動について強化すること。同時に「自転車賠償保険（共済）」加入義務化についても、締結促進を図ること。

以上